

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年4月は41万円、同年7月は44万円、同年8月から同年11月までは47万円、同年12月は44万円、16年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月は32万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から同年5月1日まで
② 平成15年7月1日から16年10月1日まで

A社に正社員として勤務し、B業務に従事していた申立期間について、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と、実際に給与から控除されていた保険料が異なっている。給与から控除されていた保険料は、記録されている標準報酬月額に見合う保険料よりも高額であることから、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与支給明細書において確認

できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 15 年 4 月は 41 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月は 44 万円、16 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

私は、B社に平成4年頃に入社し、16年頃まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間は、同社のC事業部に継続して勤務し、業務内容や勤務形態に変更は無かったので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、B社の回答、同僚の陳述及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（副）における資格取得日が平成8年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に平成17年11月30日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年12月1日となる所、年金記録では同年11月30日となっているので、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給料支払明細書及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の被保険者資格喪失日を間違えて届け出た。」と陳述している上、事業主が資格喪失日を平成17年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から47年1月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

昭和46年8月1日に会社の組織変更に伴い、B社からA社に転籍したが、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役から提出された申立期間における在籍等が確認できる書面、複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与明細書及び上述の書面により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び前述の書面により確認できる厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、雇用保険の記録から申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していた

ことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、B事業所においてC業務をしていた。勤務場所や職種の変更は無く継続して勤務していたのに、年金記録では、平成7年2月28日にグループ会社であるA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日にD社において同被保険者資格を取得したことになっており、被保険者記録に1日の空白があるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の運営管理会社であるA社の実質経営者及び元同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、B事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記の実質経営者は、「申立人は、厚生年金保険の適用事業所は複数あるものの、同一の事業所（B事業所）において、申立期間前後を含めて継続して勤務していた。勤務していた全ての期間について、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人の記録は、平成7年3月1日付けでA社からD社へ切り替えて、年金記録が継続しているという認識で記録どおりの届出を行った。」旨陳述している。

さらに、A社の登記上の代表社員は、「申立期間当時及び現在も、当該実質経営者が当社の実務を行っている。」旨陳述している。

加えて、申立人と同様、申立期間前後に被保険者記録がA社からD社に切り替わっている複数の元同僚は、「当該実質経営者から支給された給与から申

立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時使用されていた従業員が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の実質経営者は、申立期間の保険料について納付したとしているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年11月1日まで

年金事務所の記録では、A社B支社から関連会社のC社に転籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に2か月の空白期間が生じているが、実際には社名が変わっただけであり、勤務場所や仕事内容に変化は無く、厚生年金保険料も継続して控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間において同社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社B支社及びC社において給与計算事務を担当していたとする申立人は、「両社の所在地は同じであり、申立期間に社名が変わっただけである。転籍者の勤務場所及び業務内容に変更は無く、厚生年金保険料は継続して控除するように会社から指示を受けたことを記憶している。」旨陳述しているところ、申立期間当時のA社の取締役副社長兼同社B支社長は、「私は、A社B支社の従業員の給与支払についての最終決裁者であり、申立期間において、同社は社名が変わっただけで、勤務実態が変化していない限り保険料控除が継続するのは当然であり、同支社の責任者である私が、申立人を含む全従業員の当該期間に係る保険料控除についても確認していたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B支社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B支社は、申立期間は適用事業所としての記録は無い。しかし、同社が解散したのは昭和61年3月17日であり、雇用保険被保険者記録から、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は20万円、同年10月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、当該期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間は、A社からC社に転籍した時期だが、継続して勤務していたことに間違いはないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間において、同社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支社及びC社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、両社において厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、両社の給与計算事務を担当していたとする元同僚は、「両社の所在地は同じで、申立期間において社名が変わっただけである。転籍者の勤務場所及び業務内容に変更は無く、申立期間における厚生年金保険料は給与から継続して控除していた。」旨陳述している上、申立期間当時のA社の取締役副社長兼同社B支社長は、「私は、A社B支社の従業員給与支払についての最終決裁者であり、申立期間において、同社は社名が変わっただけで、勤務実態が変化していない限り保険料控除が継続するのは当然であり、同支社の責任者である私が全従業員の当該期間に係る保険料控除についても確認してい

たはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B支社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る被保険者名簿により、昭和60年9月は20万円、同年10月は14万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社B支社は、申立期間は適用事業所としての記録は無い。しかし、同社が解散したのは昭和61年3月17日であり、雇用保険被保険者記録から、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から6年6月1日まで
A社（現在は、B社）における申立期間の給与額は50万円以上であったが、標準報酬月額の記録は、当該給与額に比べ低くなっているため、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間にA社において50万円以上の給与が支給されていたことから、標準報酬月額の記録は低すぎる。」と主張している。

しかし、B社は、「申立期間当時の書類は保存期間経過により保管していないため、申立人の申立期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料控除額等については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間にA社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員61人の申立期間の標準報酬月額を見ると、大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見られない上、当該61人のうち、所在が確認できた32人に自身の標準報酬月額の状況について照会したところ、自身の申立期間の給与額について記憶している10人は、「私のA社における申立期間の標準報酬月額の記録はおおむね正しい。会社は間違った事務処理は行っていないと思う。」旨陳述し、そのうち元給与事務担当者は、「当時、人事部が決定した従業員の給与は、その決定内容を給与事務担当部署に伝達し、それに基づいて間違いの無い事務手続を行っていた。」旨陳述している。

さらに、前述の元従業員61人のうち、申立人と同年代（昭和7年から11年生まれ）の21人及び申立人と同様に昭和35年に被保険者資格を取得している3人（申立人と同職種の者を含む。）について、申立期間における標準報酬月額の推移を見ると、おおむね申立人と同様の傾向で増額しており、申立人の

み低額に記録されている状況は見られない上、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人の平成6年5月31日離職に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人の離職時賃金日額は1万5,301円であることが確認でき、当該賃金日額から算出される離職時前6か月間の平均賃金月額が標準報酬月額47万円に見合っており、申立人に係る5年10月から6年5月までの標準報酬月額の記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14665

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 2 月 16 日まで

A社B本社で勤務した申立期間の脱退手当金が支給済みと記録されているが、受給した記憶は無いので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年7月27日に支給決定されている上、A社B本社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 25 日から 53 年 1 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 52 年 12 月 25 日となっているが、厚生年金基金の記録によると、同社における加入員資格喪失日が 53 年 1 月 1 日となっているように、同社には 52 年 12 月 31 日まで勤務していたことから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金基金の記録によると、A社における加入員資格喪失日が昭和 53 年 1 月 1 日となっているように、52 年 12 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料を保存していないので、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料控除の状況は分からない。」と回答している。

また、申立人が申立期間にA社の事務センターにおいて勤務していたと記憶する元同僚 5 人に照会したところ、4 人から回答があったが、申立人が同社を退職した日を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社における離職日は昭和 52 年 12 月 24 日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年 12 月 25 日と符合している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 31 日から 11 年 1 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）には、平成 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、常勤社員として勤務し、11 年 1 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの期間については、非常勤社員として勤務したが、勤務形態が変更となった際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録に空白があることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、平成 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、常勤社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の勤務実態を確認できる資料は保管していない上、申立人について、申立人の申立てどおりの届出及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付したかどうか、また、申立人の給与から平成 10 年 12 月分の厚生年金保険料を控除したかどうかについても、当時の資料を保管していないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録により、申立人のA社における離職日は平成 10 年 12 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年 12 月 31 日と符合している。

さらに、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合している申立人と同じ元社員は、「私は、A社から雇用契約書を受け取っていないため、常勤社員としていつまで勤務していたか確かなことは言えないが、同社には平成 8 年 3 月末まで勤務したのではないかと思う。当該月の厚生年金保険料の控除については、給与明細書を保管していないため分からないが、社会保険の届出

に関しては会社側の都合により、資格喪失日を同年3月30日にしたのではないか。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。